

高山市人権だより

令和5年9月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市 市民活動部 生涯学習課
TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414
E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

高齢者の人権を守りましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



平均寿命の伸びや少子化を背景に、高齢化が急速に進行しています。令和4年9月の日本総人口に占める、65歳以上の割合は29.1%で、過去最高となっており、団塊の世代が65歳を迎えたことで高齢化がさらに進展しています。

高齢者の生活上の問題

年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否されるなどの問題が起きるとともに、地域社会や家族関係が大きく変化する中で、虐待や地域からの孤立、高齢者を狙った悪徳商法の発生といった問題も生じています。

高齢者に対する虐待

(身体的虐待)

殴る、ける、つねる、などの暴行を加えて、身体に痛みを与えたり、傷やあざを負わせたりします。部屋に閉じ込めたり、ベッドに縛り付けたりして、身体を拘束する行為もこれに該当します。

(心理的虐待)

脅したり、侮辱したり、時には無視したりして心理的外傷を与える行為です。

(性的虐待)

本人の気持ちを無視して、キスをしたり、性器を触るなどのわいせつな行為をしたり、させたりすること。また、下半身を裸にして放置したり、性的な恥辱を与えたりする行為も性的虐待になります。

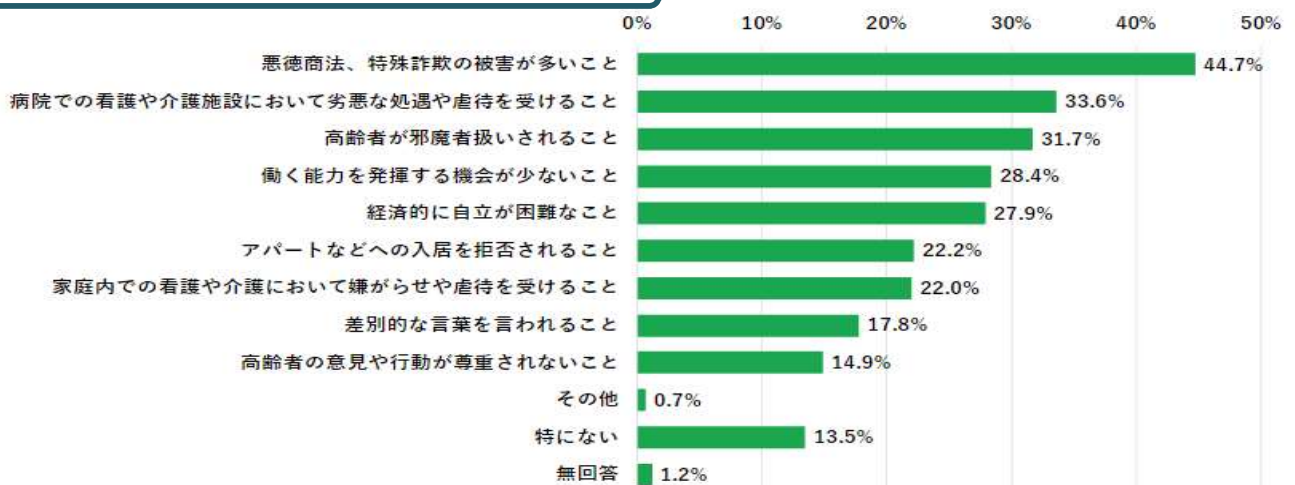
(経済的虐待)

高齢者の金銭を勝手に使ったり、無断で財産を処分したりすることや日常生活に必要な生活費を渡さないなど、金銭の使用を制限することも虐待になります。

(介護の放棄・放任(ネグレクト))

高齢者が受けるべき介護や医療サービスの利用を妨げたり、制限したりすることや世話をしないなど放棄、放任することも虐待になります。

高齢者に対する人権問題だと思ったことはどのようなことですか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月）より抜粋

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

- ・みんなの人権110番 ☎0570-003-110(受付時間:平日8:30~17:15)
法務局職員や人権擁護委員が相談を受けています。※相談無料、秘密厳守
- ・インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp> 又は「インターネット人権相談」で検索